

令和4年秋の火災予防運動行事計画

統一防火標語『お出かけは マスク戸締まり 火の用心』

下北地域広域行政事務組合消防本部

| | | 17日(月) | 18日(火) | 19日(水) | 20日(木) | 21日(金) | 22日(土) | 23日(日) | 期間中 | 期間外 |
|-------|--|---|---|--|--|--|---|---|--|--|
| 消防本部 | 時間 | | | | | | 10:30~12:00 | | | |
| | 行事名 | | | | | | 住宅用火災警報器 広報活動 | | 第一生命株式会社下北営業オ フィス住警器パンフレット配付 | |
| | 場所・対象 | | | | | | ヤマダデンキテックランド むつ店 | | 下北管内の第一生命顧客 | |
| | 人数 | | | | | | 本部予防課・むつ消防署 | | 営業所オフィスレディー | |
| | 計画内容 | | | | | | 店舗内に住警器販売コー ナーを設置し設置・維持管 理についてのアドバイス実 施。 広報ポスター・のぼり 旗設置。 店舗ホールにて 広報実施(グッズ配付、着 ぐるみ使用) 消防車両の 展示、ムチュラン ムチュ リー使用。 | | 第一生命株式会社下北営業 オフィスで、担当顧客を訪問 した際に、住宅用火災警報器 のパンフレット配付、設置や 交換時期等の説明を実施す るもの。 | |
| むつ消防署 | 時間 | 10:00~ | 10:00~ | 10:00~ | 10:00~ | 10:00~ | 10:30~12:00 | | | 早朝から |
| | 行事名 | 立入検査、消防訓練 車両展示 | 立入検査、消防訓練 車両展示 | 立入検査、消防訓練 車両展示 | 立入検査、消防訓練 車両展示 | 立入検査、消防訓練 車両展示 | 住宅用火災警報器 広報活動 | | | 10月16日(日) 火災防ぎょ訓練 |
| | 場所・対象 | 白百合保育園 | むつひまわり幼稚園 | 並木保育園 | 海の子保育園 | 星美幼稚園 | ヤマダデンキテックランド むつ店 | | | 中野沢地区 |
| | 人数 | 署(3)、幼年消防クラブ | 署(3)、幼年消防クラブ | 署(3)、幼年消防クラブ | 署(3)、幼年消防クラブ | 署(3)、幼年消防クラブ | 本部予防課・むつ消防署 | | | 署員、団員 |
| | 計画内容 | 避難訓練の実施。 園児に対し講評実施。 園職員水消火器取扱い訓 練実施。 消防車両(2号車出向し記 念撮影を実施:子供用防 火衣を着用) 終了後立入検査実施。 | 避難訓練の実施。 園児に対し講評実施。 園職員水消火器取扱い訓 練実施。 消防車両(2号車出向し記 念撮影を実施:子供用防 火衣を着用) 終了後立入検査実施。 | 避難訓練の実施。 園児に対し講評実施。 園職員水消火器取扱い訓 練実施。 消防車両(2号車出向し記 念撮影を実施:子供用防 火衣を着用) 終了後立入検査実施。 | 避難訓練の実施。 園児に対し講評実施。 園職員水消火器取扱い訓 練実施。 消防車両(2号車出向し記 念撮影を実施:子供用防 火衣を着用) 終了後立入検査実施。 | 避難訓練の実施。 園児に対し講評実施。 園職員水消火器取扱い訓 練実施。 消防車両(2号車出向し記 念撮影を実施:子供用防 火衣を着用) 終了後立入検査実施。 | 店舗内に住警器販売コー ナーを設置し設置・維持管 理についてのアドバイス実 施。 広報ポスター・のぼり 旗設置。 店舗ホールにて 広報実施(グッズ配付、着 ぐるみ使用) 消防車両の 展示、ムチュラン ムチュ リー使用。 | | | 署員・団員合同で火災防ぎょ 訓練を実施し、消防力の錬磨 と連携強化を図る。 |
| | 時間 | 午前中 | 午前中 | 午前中 | 午前中 | 14:30~ | | | 10月6日(木)10:00~ | 10月11日(火)10:00~ |
| | 行事名 | 一般住宅防火診断 | 一般住宅防火診断 | 一般住宅防火診断 (予備日) | 一般住宅防火診断 (予備日) | むつ中学校消防訓練 | | | 立入検査、消防訓練 車両展示 | 立入検査、消防訓練 車両展示 |
| | 場所・対象 | 仲町 | 仲町 | 仲町 | 仲町 | むつ中学校グラウンド | | | 近川保育園 | ナーサリー白百合 |
| | 人数 | 署(6) | 署(6) | 署(6) | 署(6) | 署(3) 生徒160名、教職 員 | | | 署(3)、幼年消防クラブ | 署(3)、幼年消防クラブ |
| | 計画内容 | 一般住宅を対象とした防 火訪問を実施し、パンフ レット等の配付を通じて住 宅における防火対策の見 直しや意識付けを広報す る。 ※感染対策として対面 での広報、調査は実施し ない。 | 一般住宅を対象とした防 火訪問を実施し、パンフ レット等の配付を通じて住 宅における防火対策の見 直しや意識付けを広報す る。 ※感染対策として対面 での広報、調査は実施し ない。 | | | ・総合避難訓練の実施。 ・訓練に対しての講評。 ・水消火器取扱い訓練実 施。 | | | 避難訓練の実施。 園児に対し講評実施。 園職員水消火器取扱い訓 練実施。 消防車両(2号車出向し記 念撮影を実施:子供用防 火衣を着用) 終了後立入検査実施。 | 避難訓練の実施。 園児に対し講評実施。 園職員水消火器取扱い訓 練実施。 消防車両(2号車出向し記 念撮影を実施:子供用防 火衣を着用) 終了後立入検査実施。 |
| 時間 | 13:30~ | | | | | | | 10月7日(金)10:00~ | 10月12日(水)10:00~ | |
| 行事名 | 立入検査 | | | | | | | 立入検査、消防訓練 車両展示 | 立入検査、消防訓練 車両展示 | |
| 場所・対象 | 田名部神社横丁 | | | | | | | 苔生ひまわり保育園 | 小川町第二白百合保育園 | |
| 人数 | 署(4) | | | | | | | 署(3)、幼年消防クラブ | 署(3)、幼年消防クラブ | |
| 計画内容 | 当消防本部警防規程によ り危険地域に指定してい る地域の飲食店への立入 検査を実施し、消防用設備 等の適正な維持管理の徹 底及び防火管理体制の充 実を図るため、防火指導を 行う。 | | | | | | | 避難訓練の実施。 園児に対し講評実施。 消防車両(2号車出向し記 念撮影を実施:子供用防 火衣を着用) 終了後立入検査実施。 | 避難訓練の実施。 園児に対し講評実施。 園職員水消火器取扱い訓 練実施。 消防車両(2号車出向し記 念撮影を実施:子供用防 火衣を着用) 終了後立入検査実施。 | |

令和4年秋の火災予防運動行事計画

統一防火標語『お出かけは マスク戸締まり 火の用心』

下北地域広域行政事務組合消防本部

| | | 17日(月) | 18日(火) | 19日(水) | 20日(木) | 21日(金) | 22日(土) | 23日(日) | 期間中 | 期間外 |
|--------|-------|--|--|--|---|---|--|--|---|--|
| 川内消防分署 | 時間 | 9:30～ | 9:30～ | 9:30～ | 10:00～ | 9:00～ | | | 期間中 | 10月16日(日)7:00～ |
| | 行事名 | 幼年消防クラブ 防火パレード | 一般住宅防火訪問 | 一般住宅防火訪問 | 防火対象物マニュアル検証 立入検査 | 一人暮らし高齢者宅 防火訪問 | | | 看板・横断幕・桃太郎旗 | 火災防ぎょ訓練 |
| | 場所・対象 | 管轄内 | 熊ヶ平地区(107世帯) | 谷地町地区(53世帯) | せせらぎ荘(16項イ) | 新町(西)地区(10世帯程度) | | | 管轄内 | 川内町漁業協同組合 |
| | 人数 | 署(6) 園児(27)、教員(6) | 分署(6) | 分署(4) | 署(7)、職員(未定) | 分署(2)、民生委員(1) | | | | 分署、団 |
| | 計画内容 | あたご幼稚園幼年消防クラブ員による街頭防火パレード及び防火の呼びかけを実施。地区住民に対する防火意識の高揚と火災予防啓発を図る。 | 一般住宅を対象に火災予防広報を行い、併せて住宅用火災警報器設置状況調査、火気取扱指導を実施する。 | 一般住宅を対象に火災予防広報を行い、併せて住宅用火災警報器設置状況調査、火気取扱指導を実施する。 | 防火対象物マニュアル検証訓練を実施し、防火管理体制及び緊急時対応の確認を通して、防火防災意識の徹底を図る。 | 高齢者世帯の火気取扱場所の点検と避難方法等を確認し、安全対策を指導する。 住警器設置率を調査するとともに設置を促進する。 | | | 消防分署庁舎前及び管内各所に看板・横断幕・桃太郎旗を設置し、通行者に対して火災予防意識の啓発を図る。 | 消防団と合同で火災防ぎょ訓練を実施し、実災害で迅速に活動できるよう連携を図る。 |
| | 時間 | | | 9:30～ | | 9:00～ | | | | 10月16日(日)8:30～ |
| | 行事名 | | | 一般住宅防火訪問 | | 一人暮らし高齢者宅 防火訪問 | | | | 機械器具点検 防火パレード |
| | 場所・対象 | | | 中町地区(33世帯) | | 新町(東)地区(10世帯程度) | | | | 管内 |
| | 人数 | | | 分署(2) | | 分署(2)、民生委員(1) | | | | 分署、団 |
| | 計画内容 | | | 一般住宅を対象に火災予防広報を行い、併せて住宅用火災警報器設置状況調査、火気取扱指導を実施する。 | | 高齢者世帯の火気取扱場所の点検と避難方法等を確認し、安全対策を指導する。 住警器設置率を調査するとともに設置を促進する。 | | | | 消防団と合同で防火パレードを実施し、火災予防運動期間中であることを広報し、市民の火災予防思想の一層の普及を図る。 |
| むつ消防署 | 時間 | 9:00～11:00 | 9:00～11:00 | 9:00～11:00 | 9:00～11:00 | | 9:00～11:00 | 9:00～11:00 | | 10月16日(日)7:30～ |
| | 行事名 | 防火対象物立入検査 | 防火対象物立入検査 | 防火対象物立入検査 | 防火対象物立入検査 | | 一般住宅防火訪問 | 一般住宅防火訪問 | 火災予防広報 | 脇野沢消防団消防演習 |
| | 場所・対象 | 管内対象物 | 管内対象物 | 管内対象物 | 管内対象物 | | 本村地区 | 本村地区 | 管内 | 脇野沢小中学校 |
| | 人数 | 分署(2)対象物関係者 | 分署(2)対象物関係者 | 分署(2)対象物関係者 | 分署(2)対象物関係者 | | 分署(6) | 分署(6) | 分署(6) | 分署・消防団 |
| | 計画内容 | 立入検査を実施する。 ※感染防止対策を徹底し実施予定。 | 立入検査を実施する。 ※感染防止対策を徹底し実施予定。 | 立入検査を実施する。 ※感染防止対策を徹底し実施予定。 | 立入検査を実施する。 ※感染防止対策を徹底し実施予定。 | | 住宅用火災警報器設置率向上、更新促進を目的とし実施する。 ※感染防止対策を徹底し実施予定。 | 住宅用火災警報器設置率向上、更新促進を目的とし実施する。 ※感染防止対策を徹底し実施予定。 | 消防車両に広報用マグネットを貼り付け防火パトロールを実施。のぼり旗、防火ポスターの掲示や広報紙を配付予定。 | 消防団と合同で防ぎょ訓練を実施し、火災発生時の迅速な行動と、各隊の連携及び防ぎょ技術の向上に努め、火災等による被害の軽減を図る。 |
| | 時間 | | | | | | | | | 10月16日(日)8:50～ |
| | 行事名 | | | | | | | | | 消防団機械器具点検 |
| | 場所・対象 | | | | | | | | | 各消防団車両 |
| | 人数 | | | | | | | | | 各消防団 |
| | 計画内容 | | | | | | | | | 車両、機械器具の点検を行い災害発生時に備える。 |

令和4年秋の火災予防運動行事計画

統一防火標語『お出かけは マスク戸締まり 火の用心』

下北地域広域行政事務組合消防本部

| | | 17日(月) | 18日(火) | 19日(水) | 20日(木) | 21日(金) | 22日(土) | 23日(日) | 期間中 | 期間外 |
|-------|------------|---|---------------------------|---|------------------------------------|---|--------|--------|--|--|
| むつ消防署 | 時間 | | | | | | | | | 10月16日(日)9:00～ |
| | 行事名 | | | | | | | | | 防火パレード |
| | 場所・対象 | | | | | | | | | 管内 |
| | 人数 計画内容 | | | | | | | | | 分署車両・消防団車両 地域住民に火災予防運動の周知、防火意識の高揚を図る。 |
| 大湊消防署 | 時間 | 9:00～12:00 | 9:00～12:00 | 9:00～12:00 | 9:00～12:00 | 9:00～10:30 | | | 期間内 | 10月16日(日)8:30～ |
| | 行事名 | 災害時要援護者防火訪問 | 災害時要援護者防火訪問 ※予備日 | 一般住宅防火チラシ配布 | 一般住宅防火チラシ配布 | 住警器配付普及事業贈呈式 | | | 看板・のぼり旗設置、 ポスター掲示等広報 | 防火パレード |
| | 場所・対象 | 松森・荒川町 ひとり暮らし高齢者(10世帯) | 松森・荒川町 ひとり暮らし高齢者 ※未実施分 | むつ市宇田町全域 | むつ市宇田町全域 | 大湊消防署 | | | 管内 | 管内 |
| | 人数 | 民生委員、署(2) | 民生委員、署(2) | 宇田町252世帯 | 宇田町252世帯 | 大平町内会 会長 | | | | 署車両2台 団車両5台 |
| | 計画内容 | 災害時要援護者名簿から特にひとり暮らし高齢者を選定し、担当民生委員に同行を依頼し防火訪問を行う。 住警器を含む住宅防火対策指導、火災予防パンフレット等配付により火災予防啓発を行う。 新型コロナウイルス感染防止対策を徹底し実施する。 | 前日が通院等の事情により実施できない場合の予備日。 | 宇田町全世帯に火災予防パンフレットを配付し火災予防啓発を行う。 | 宇田町全世帯に火災予防パンフレットを配付し火災予防啓発を行う。 | 住警器配付普及事業により受領した40個の住警器を大平町内会長へ贈呈する。 | | | 署庁舎壁面パネル看板を設置する。 署前にのぼり旗を設置する。 管内主要防火対象物において防火ポスターを掲示する。 職員は業務出向の際に腕章を着用する。 | 消防署、消防団合同でむつ～大湊地区において防火パレードを行い、市民に火災予防の広報、啓発を行う。 |
| | 時間 | | | 13:30～15:30 | | 13:30～15:30 | | | | 10月16日(日)11:30～ |
| | 行事名 | | | 消火器取扱指導及び応急手当講習 | | 消火器取扱指導及び応急手当講習 | | | | 消防団車両機械器具点検パレード |
| | 場所・対象 | | | 大湊消防署 | | 大湊消防署 | | | | 西通り地区の分団 |
| | 人数 | | | 大湊地区民生委員(10) | | 大湊地区民生委員(10) | | | | 署車両1台 団車両3台 |
| | 計画内容 | | | 大湊地区民生委員を対象に消火器取扱訓練と併せ応急手当講習(止血法、三角巾法等)を実施。 参加人数20名を二日間に分けて実施。 | | 大湊地区民生委員を対象に消火器取扱訓練と併せ応急手当講習(止血法、三角巾法等)を実施。 参加人数20名を二日間に分けて実施。 | | | | 消防団車両及び機械器具の維持管理状態の確認、パレード |
| | 時間 | | | 15:00～17:00 | | 17:30～19:30 | | | | 10月14日(金)14:00～ |
| | 行事名 | | | 防火対象物訓練検証及び立入検査 | | 木造飲食店密集地域における防火指導 | | | | 防火対象物訓練検証及び立入検査 |
| 場所・対象 | | | むつリハビリテーション病院 | | 三善通り地区飲食店 | | | | アイランド | |
| 人数 | | | 署員(5)、病院関係者等 | | 第1～第4三善ビル | | | | 署員(4)、施設関係者等 | |
| 計画内容 | | | 夜間を想定した検証訓練と併せ立入検査を実施。 | | 木造飲食店密集地域における防火指導を行い火災予防の普及、啓発を図る。 | | | | 夜間を想定した検証訓練と併せ立入検査を実施。 | |

令和4年秋の火災予防運動行事計画

統一防火標語『お出かけは マスク戸締まり 火の用心』

下北地域広域行政事務組合消防本部

| | | 17日(月) | 18日(火) | 19日(水) | 20日(木) | 21日(金) | 22日(土) | 23日(日) | 期間中 | 期間外 |
|-------|--|---|---|--|---|------------|--------|--------------------------------------|--|--|
| 大畑消防署 | 時間 | 9:00～12:00 | 9:00～12:00 | 9:00～12:00 | 9:00～12:00 | | | | 期間中 | 16日(日)8:00～8:30 |
| | 行事名 | 一般住宅防火訪問 | 一般住宅防火訪問 | 防火対象物予防査察 | 防火対象物予防査察 | | | | 高齢者宅防火訪問 | 火災防ぎょ訓練 |
| | 場所・対象 | 南町町内会 約180世帯 (松ノ木,南町,観音堂) | 南町町内会 約180世帯 (松ノ木,南町,観音堂) | 管内防火対象物 | 管内防火対象物 | | | | ひとり暮らし高齢者 | 検討中 |
| | 人数 | 署(6) | 署(6) | 署(2) | 署(2) | | | | 民生委員(26) | 署(20)団(180) |
| | 計画内容 | 住宅用火災警報器の設置維持管理、火気取扱いの注意喚起、感震ブレーカー普及啓発、老朽化消火器の事故防止等について、玄関先で対面で火災予防指導を行う。留守世帯には防火広報パンフレットを配付する。 | 住宅用火災警報器の設置維持管理、火気取扱いの注意喚起、感震ブレーカー普及啓発、老朽化消火器の事故防止等について、玄関先で対面で火災予防指導を行う。留守世帯には防火広報パンフレットを配付する。 | 対象物の位置、構造、設備及び管理の状況を検査し、火災予防指導を行う。 | 対象物の位置、構造、設備及び管理の状況を検査し、火災予防指導を行う。 | | | | 民生委員にひとり暮らし高齢者宅の訪問を依頼し、住警器の設置維持管理広報や、火気の点検や使用時の注意喚起を呼び掛ける。(消防署で広報誌を作成し活用してもらう) ※消防職員の同行無し | 大畑消防団と合同で防ぎょ訓練を行い、各部隊相互の連携と防ぎょ技術の向上を図る。 |
| | 時間 | 7:15、17:00 | | | 7:15、17:00 | | | | 週間中 | 16日(日)8:00～9:30 |
| | 行事名 | 火災予防広報 | | | 火災予防広報 | | | | 火災予防広報 | 防火パレード |
| | 場所・対象 | 管内 | | | 管内 | | | | 管内 | 管内 |
| | 人数 | 大畑庁舎 | | | 大畑庁舎 | | | | | 署(2)団(24) |
| | 計画内容 | 期間中のうち2日間の朝夕に防災無線を活用して火災予防広報を行い、地域住民の防火思想の普及を図る。 「消防署からお知らせします。本日から23日まで秋の火災予防運動が県下一斉に行われます。空気が乾燥し火災が発生しやすい季節になりますので、火の取り扱いには十分ご注意ください。」 | | | 期間中のうち2日間の朝夕に防災無線を活用して火災予防広報を行い、地域住民の防火思想の普及を図る。 「消防署からお知らせします。ただいま、秋の火災予防運動が県下一斉に行われています。空気が乾燥し火災が発生しやすい季節になりますので、火の取り扱いには十分ご注意ください。」 | | | | 消防庁舎壁面にパネル、署前にのぼり旗を設置し、防火思想の普及を図る。管内事業所に防火ポスターの掲出を依頼する。 | 消防署、消防団車両により、管内の防火パレードを行い、地域住民の防火意識の高揚を図る。 |
| | 時間 | 9:00～11:30 | 9:00～11:30 | 10:00～10:30 | 9:00～11:00 | 9:00～11:00 | | | | 16日(日)8:00～9:00 |
| | 行事名 | 夜間防火マニュアル検証 | 夜間防火マニュアル検証 | 下風呂旅館組合避難訓練 | 高齢者宅防火診断 | 一般家庭防火訪問 | | | 火災予防広報 | 防火パレード |
| 場所・対象 | 旅館・ホテル(下風呂地区) | 旅館・ホテル(下風呂地区) | 旅館組合(下風呂地区) | 管内高齢者 | 下風呂地区 | | | 管内 | 管内 | |
| 人数 | 分署(6)、旅館(4) | 分署(6)、旅館(4) | 分署(6)、旅館組合(未定) | 分署(4)、婦防(2)役場(2) | 分署(6) | | | 各分団員、分署職員 | 団(8)、役場(2)、婦防(1)、分署(2) | |
| 計画内容 | 旅館、ホテルを対象に夜間を想定した避難訓練を行い、夜間防火マニュアル検証を実施する。 | 旅館、ホテルを対象に夜間を想定した避難訓練を行い、夜間防火マニュアル検証を実施する。 | 下風呂旅館組合を対象に夜間を想定した避難訓練を実施する。 | 役場村民生活課職員と婦人防火クラブ員合同で管内の高齢者宅を訪問し、住宅内の火元を確認するとともに、火の取扱いに注意するよう呼びかける。令和4年度住宅用火災警報器配付普及事業に伴い住警器10個を未設置の高齢者宅へ配布設置する。 | 下風呂地区の一般家庭を訪問し、住宅用火災警報器の設置普及を促進するとともに、火の取扱いに注意するよう呼びかける。 | | | 防火パトロール、看板設置、広報紙、防災無線により本運動の周知徹底を図る。 | 火災予防運動の周知徹底と防火意識の高揚を図るため、車両6台によるパレード及び役場職員と合同による村民の火災予防思想普及に努める。 | |
| 時間 | | | | | | | | | | 16日(日)時間未定 |
| 行事名 | | | | | | | | | | 火災防御訓練 |
| 場所・対象 | | | | | | | | | | 未定 |
| 人数 | | | | | | | | | | 未定 |
| 計画内容 | | | | | | | | | | 火災予防を目的とし消防団、分署合同で火災防御訓練を実施する。 |

大畑消防署

風間浦消防分署

令和4年秋の火災予防運動行事計画

統一防火標語『お出かけは マスク戸締まり 火の用心』

下北地域広域行政事務組合消防本部

| | | 17日(月) | 18日(火) | 19日(水) | 20日(木) | 21日(金) | 22日(土) | 23日(日) | 期間中 | 期間外 | |
|--------|-------|---|---|---|--------|---|---|---|---|--|--|
| 大間消防署 | 時間 | 8:40～ | 8:40～ | 8:40～ | | 8:40～ | | | | 16日(日) | |
| | 行事名 | 予防査察 | 火災防禦訓練 | 予防査察 | | 予防査察 | | | | 火災予防広報 | |
| | 場所・対象 | 管内対象物 | 旧奥戸中学校 | 管内対象物 | | 管内対象物 | | | | 管内全域 | |
| | 人数 | 署(2) | 署(複数) | 署(2) | | 署(2) | | | | 署・団 | |
| | 計画内容 | 管内対象物を査察し、消防用設備等の維持管理徹底及び防火管理体制の強化、充実を図る。 | 火災防禦訓練を実施し、早期の延焼防止、火勢に対する有効な筒先配備及び中継送水体制の確立により火災による被害を軽減する。 | 管内対象物を査察し、消防用設備等の維持管理徹底及び防火管理体制の強化、充実を図る。 | | 管内対象物を査察し、消防用設備等の維持管理徹底及び防火管理体制の強化、充実を図る。 | | | | 防火パトロールを1日2回実施。庁舎前等に看板設置、火の用心旗を設置。各関係機関にポスターを掲示する。また広報誌と防災無線による広報を実施し住民の警火心の高揚を図る。 | 大間消防署、大間町消防団合同で防火パレードを実施し、火災予防運動を周知させると共に地域住民に火災予防思想の一層を普及を図る。 |
| | 時間 | 19:00～ | 19:00～ | 19:00～ | | | | | | 20:00～ | |
| | 行事名 | 飲食店査察 | 飲食店査察 | 飲食店査察 | | | | | | 輪番制パトロール | |
| | 場所・対象 | 管内 | 管内 | 管内 | | | | | | 奥戸地区 | |
| | 人数 | 署(2) | 署(2) | 署(2) | | | | | | 奥戸婦人消防クラブ | |
| | 計画内容 | 飲食店が密集するエリアを中心に査察を実施し、火災予防を呼びかけ自主防災意識の高揚を図ると共に防火安全対策の推進を図る。 | 飲食店が密集するエリアを中止に査察を実施し、火災予防を呼びかけ自主防災意識の高揚を図ると共に防火安全対策の推進を図る。 | 飲食店が密集するエリアを中止に査察を実施し、火災予防を呼びかけ自主防災意識の高揚を図ると共に防火安全対策の推進を図る。 | | | | | | 奥戸婦人消防クラブの協力を得て徒歩による輪番制パトロールを実施。地域住民の警火心の高揚を図る。 | |
| 佐井消防分署 | 時間 | 10:00～11:00 | 8:30～12:00 | 10:00～11:00 | | 8:30～12:00 | 8:30～12:00 | 8:30～12:00 | 13:00～ | | |
| | 行事名 | 防火パレード | 防火対象物立入検査 | 消防訓練 | | 防火対象物立入検査 | 一般家庭防火訪問 | 一般家庭防火訪問 | 防火パトロール | | |
| | 場所・対象 | 古佐井・大佐井地区 | 防火対象物 | 佐井村保育所 | | 防火対象物 | 管内 | 管内 | 管内 | | |
| | 人数 | 分署(6)消防団(3)幼年消防クラブ(12) | 分署(2) | 分署(3) | | 分署(2) | 分署(3) | 分署(5) | 分署(1) | | |
| | 計画内容 | 分署、消防団及び幼年消防クラブにて防火歩行パレードを実施し地域住民へ火災予防の重要性を呼びかけ防火意識の高揚を図る。 | 立入検査を実施し消防用設備等の維持管理、防火管理体制の指導等を行う。 | 佐井村保育所にて消防訓練(総合)を実施、訓練終了後、消防車両の展示及び放水体験を実施し火災予防への関心、防火意識の高揚を図る。 | | 立入検査を実施し消防用設備等の維持管理、防火管理体制の指導等を行う。 | 一般家庭を訪問し、火災予防を呼びかけ住宅用火災警報器の設置、維持管理の周知、また、119番通報要領等を指導する。尚、住宅用火災警報器配付普及事業の対象世帯には、譲与された住宅用火災警報器を設置する。 | 一般家庭を訪問し、火災予防を呼びかけ住宅用火災警報器の設置、維持管理の周知、また、119番通報要領等を指導する。尚、住宅用火災警報器配付普及事業の対象世帯には、譲与された住宅用火災警報器を設置する。 | 防火パトロールを実施し、防火意識の高揚を図る。 | | |
| | 時間 | | | | | | 9:00～10:00 | | | | |
| | 行事名 | | | | | | 消火栓取扱い訓練 | | 火災予防広報 | | |
| | 場所・対象 | | | | | | 管内 | | 管内 | | |
| | 人数 | | | | | | 分署(2) | | | | |
| | 計画内容 | | | | | | 消防団員及び地区住民へ消火栓の取扱いについて指導し、初期消火の重要性と消火栓取扱い時の安全管理の周知徹底をする。 | | 防災無線、告知端末及び広報誌を使用し火災予防を呼びかけ防火意識の高揚を図る。また、各地域にポスター、火災予防看板等を設置する。 | | |

